

令和7年12月17日  
鳥取労働局

## 鳥取労働基準監督署における行政文書の誤廃棄について

鳥取労働局（局長 山下禎博<sup>やましたよしひろ</sup>）は、鳥取労働基準監督署（以下「鳥取署」という。）において発生した行政文書の誤廃棄について、下記のとおり事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせいたします。

このような事態を招き、関係者の皆さんに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 事案の概要

鳥取署において、保存期間は満了したものとの内閣総理大臣の廃棄に関する同意が得られていない文書を廃棄する事案が発生した。

誤廃棄した行政文書は、以下の行政文書ファイル4件（※）であり、これらの行政文書には、災害発生状況、災害発生事業場名、災害発生年月日、安全管理担当者職氏名のほか、被災労働者の氏名、年齢、傷病部位等の情報が記載されている。

- (※) ①災害調査復命書綴（2017年度）
- ②災害調査等処理経過簿（2017年度）
- ③労働者死傷病報告綴（2017年度）
- ④安全衛生指導復命書（2017年度）

#### 2 事実経過等

- (1) 上記①～④の行政文書ファイルについて、当初の保存期間（①～③は令和5年3月31日まで、④のみ令和3年3月31日まで）を満了したため、令和5年3月、公文書管理法に基づく廃棄協議を行っていた。その後、協議中である令和5年11月24日付で「平成29年に発生した特定の労働災害」に関連した文書を対象として個人情報保護法に基づく開示請求を受け付けたため（開示決定日：令和5年12月7日）、これに関連する行政文書ファイル

である上記①～④の保存期間を延長することとし、令和7年3月17日付けで廃棄同意が得られた後、令和7年5月に廃棄同意の取下げを行った。

- (2) 令和7年9月19日、鳥取署は、廃棄同意が得られた行政文書ファイルのリスト（以下「廃棄同意リスト」という。）から上記取下げ文書を除外することなく廃棄対象一覧を作成した。当該一覧について、鳥取労働局（主任文書管理者）の確認を経た後、鳥取署は、当該一覧に基づいて廃棄文書を特定し、令和7年10月22日に廃棄作業を実施した。廃棄対象文書については、廃棄業務を委託する事業者へ引き渡し後、当日中に溶解処分されたことを確認している。
- (3) 令和7年11月7日、鳥取労働局は、鳥取署から提出を受けていた廃棄文書の確認表を基に廃棄年月日等の確認を行ったところ、当該確認表中に廃棄協議の取下げを行った行政文書ファイル4件が含まれていることに気付いたため、その存否について確認を指示した。翌開庁日である11月10日、鳥取署は、対象文書の存否について確認を行ったところ、当該行政文書ファイルの誤廃棄が発覚した。

### 3 発生原因

- (1) 廃棄対象文書と廃棄協議取下げの事実について、組織的に管理を行っておらず、鳥取署における廃棄対象文書の所在確認時のほか、鳥取労働局及び鳥取署の双方で廃棄対象一覧をチェックする際に、同意取下げ文書に係る認識を欠いていたこと。
- (2) 廃棄対象外ファイルについて、通常の保管場所とは別に保管する、廃棄不可である旨の表示を行う等の対応を行っていなかったこと。
- (3) 保存期間が満了し、廃棄協議中であった行政文書ファイルについて、開示請求に係る対応を行った際に保存期間延長等の事務処理がなされていなかったこと。

### 4 二次被害又はそのおそれの有無

当該文書は廃棄業務を委託する事業者へ引き渡し後、溶解処分されたことを確認しており、二次被害のおそれはない。

### 5 再発防止策

(1) 鳥取署における取組

令和7年11月12日に署内緊急職員会議を実施し、署長から全職員に対し、①開示請求等で保存期間を延長すべき行政文書ファイルの有無の再確認、②保存期間が延長された行政文書ファイルへの適正な表示と他の廃棄対象文書と混在しないよう別保管とすること、③文書管理ルールの再確認など、適正な文書管理の徹底と個人情報の適正管理について指示した。

(2) 労働局における取組

令和7年11月12日に管内全ての労働基準監督署及び公共職業安定所の文書管理者に対して廃棄済み文書に本来保管すべき文書が含まれていないか再確認を指示し、本件行政文書ファイルの他に誤廃棄がないことを確認した。11月26日には、鳥取労働局長から各所属長に対し通知を発出し、所属職員に対し、法令や各種通知に基づく行政文書の取扱いの徹底を指示するとともに、事案の経過及び問題の所在を踏まえて廃棄対象の一覧に何らかの変更が生じた際は廃棄同意リストに明示し、確実に各所属文書管理者及び主任文書管理者まで報告すること、当該変更を踏まえて廃棄対象一覧の確認作業を実施することなど、文書廃棄時の基本動作・確認作業の徹底に関する注意喚起を行うよう指示した。

【担当】

鳥取労働局健康安全課

課長 丹生伸英

課長補佐 市村英二

電話 0857-29-1704